



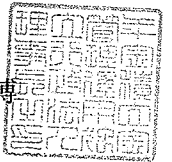
様式第2号

年企発49号
平成27年7月21日

法人文書開示決定通知書

特定非営利活動法人情報公開市民センター
理事長 新海聡様

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷隆博



平成27年5月22日付けの法人文書の開示請求（同月25日受付）については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

- 平成26年10月23日開催第86回運用委員会の、運用委員会規則第8条に基づく議事録

2 不開示とした部分とその理由

- 法人職員氏名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないことから、法第5条第1号に該当するため不開示。
- 運用委員氏名については、発言者氏名が公になることにより、今後の委員会での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示。
- 発言内容については、当法人の具体的な投資行動の考え方及び方針が公になった場合、それを知った者が当法人の投資行動を予測して利用し、利益を得ることなどにより、当法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第4号トに該当するため不開示。

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に年金積立金管理運用独立行政法人理事長に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定に不服がある旨の申立てが、決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、決定のあったことを知った日から6ヶ月以内に東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなく

なります。

なお、本件についてのご照会は、本通知書末尾記載の担当課までお問い合わせください。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料基本額	開示実施手数料 (開示請求手数料基本額－300円)
A4 36枚	写しの交付	360円	60円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成27年7月27日（月）～平成27年8月26日（水）（土日祝日を除く）

9：00～17：30（12：00～13：00を除く）

場所：年金積立金管理運用独立行政法人

東京都千代田区霞ヶ関1-4-1 2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

準備日数：3日

郵送料（見込み）：515円

*担当課

企画部企画課